

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19 生産第 9424 号

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 年 月 日付け 7農振第 号

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

要綱第4第2項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第3に定める別記1から別記7までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第3の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の1の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動、実施隊員確保のための人材育成活動及び効果的な対策の実践に向けた集落点検体制の構築・強化への支援を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 シカ・クマ特別対策等事業

シカ等の生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

また、農業被害や農業者の人身被害低減のため、農地周辺等におけるクマの捕獲対策等を実施する事業とする。

6 スマート捕獲等普及加速化事業

I C T 機器及びデータを活用した被害対策の実証を行うモデル地区を整備及び横展開する取組を実施する事業とする。

7 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組、全国的なジビエ等の消費拡大を図るためのプロモーションを実施するものとする。

第 3 事業別事項

1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記 1

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記 2

- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記4
- 5 シカ・クマ特別対策等事業：別記5
- 6 スマート捕獲等普及加速化事業：別記6
- 7 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記7

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1及び2の(1)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、実施隊等が有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

(3) 広域コンソーシアム型

複数の都道府県の市町村をまたぐ地域において、コンソーシアムを構成し、ジビエの利用拡大に向けた取組を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る経費・事業内容の欄の1の事業実施主体について

事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)、(3)及び(4)の取組にあつては、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であつて、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であつて、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているもの(以下「協議会構成員」という。)とし、経費・事業内容の欄の(2)の取組にあつては、①協議会、②協議会構成員又は③コンソーシアムとする。

- (2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)の事業実施主体について
事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)から(3)まで及び(6)から(8)までの取組にあつては、①協議会又は②協議会構成員とし、経費・事業内容の欄の(4)の取組にあつては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとし、経費・事業内容の欄の(5)の取組にあつては、①協議会又は②狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者(食品関連事業者、流通販売事業者)等から構成される組織若しくは団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、5に規定する組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- (3) コンソーシアムのうち、第1の1の(3)の取組において構成するコンソーシアム(以下「広域コンソーシアム」という。)にあつては、農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された者とする。

4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定、事務処理、会計処理、財産管理及び内部監査の方法並びに事務処理及び会計処理の責任者を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

5 コンソーシアム及び広域コンソーシアムの要件

コンソーシアム及び広域コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) コンソーシアム及び広域コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアム及び広域コンソーシアムとしての意思決定、事務処理、会計処理、財産管理及び内部監査の方法並びに事務処理及び会計処理の責任者を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。ただし、広域コンソーシアムにあっては、複数の都道府県の市町村が参画すること。
- (4) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の(5)の①の取組を実施することとし、併せて、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の(5)の②から⑤まで及び要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る経費・事業内容の欄の1の(2)の取組を実施することができるものとする。

6 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。）とする。

7 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別紙1「「みどりチェック」チェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

8 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、受益地区内での営農の継続が見込まれるという点も含め、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効

果を向上させることができないか検討するものとする。

9 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、特措法第4条の規定に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

10 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

11 効果的な侵入防止柵の設置・維持管理及び生息環境管理の取組

事業実施主体は、別紙2「鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止総合支援事業）」（以下「総合支援チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の（2）の事業実施計画と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長、その他の事業実施主体にあつては都道府県知事に提出するものとする。また、各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長、その他の事業実施主体にあつては都道府県知事に提出するものとする。

なお、農林水産省及び都道府県の職員が実際に取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る経費・事業内容の欄の1及び要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る経費・事業内容の欄の取組の事業の内容は、別表1の経費・事業内容の欄に示すとおりとする。

2 交付対象経費

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る経費・事業内容の欄の取組を行う事業（以下「推進事業」という。）の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表5に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、推進事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、別表1の2. 推進事業の経費・事業内容の欄の（1）の⑩の取組に限り事業費の50%を超えて委託できるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施できるものとする。

4 留意事項

- （1）事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- （2）本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）。以下「GL」という。）において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第3 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。
- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組及び鳥獣被害対策実施隊体制強化における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間団体被害防止活動、捕獲サポート体制の構築及び簡易的な集合理設設備の設置等支援における限度額は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。

3 地域特認

- (1) 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により別表2の鳥獣被害防止施設、処理加工施設、被害防止活動推進及び実施隊特定活動の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道及び広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。
- (2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る採択要件の欄の3の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制できるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

4 地域提案

本要領本文第2の1の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として特措法第4条の規定に基づき被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- (2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。広域都道府県域事業実施主体が作成する事業実施計画（以下「広域都道府県域計画」という。）については、地方農政局長、広域コンソーシアムが作成する事業実施計画（以下「広域コンソーシアム計画」という。）については、農村振興局長に提出するものとし、次のいずれかに該当する場合は、広域都道府県域計画は地方農政局長と、広域コンソーシアム計画は農村振興局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウ

ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第 3 の 3 の地域特認に該当する広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画

イ 4 の交付決定前着手届を提出して事業に着手する広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画

(3) 都道府県知事は、(2) により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3) の都道府県計画に次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。

ア 第 3 の 3 の地域特認に該当する事業実施計画

イ 第 3 の 4 の地域提案を実施する事業実施計画

(5) 地方農政局長は、(2) の協議を受けた場合には、その協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。

(6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更該当する場合は、(2) から (5) までの規定を準用して手続を行うものとする。

また、地域提案に係る内容を変更する場合にあつては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に協議するものとする。

さらに、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画についても、重要な変更該当する場合は、(2) 及び (5) の規定を準用するものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 1 の (2) に定める事業実施計画は、別表 3 の 1 の推進事業及び整備事業に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、整備事業において再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表 3 の 1 の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

(2) 1 の (3) に定める都道府県計画にあつては、別記様式第 6 号により、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画にあつては、別記様式第 8 号の別添により作成するものとする。

(3) 1 の (4) 及び (6) に定める都道府県知事が行う協議については別記様式第 1 号により行うものとし、同 (2) 及び (6) に定める広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の事業実施主体が行う協議については別記様式第 8 号により行うものとする。

(4) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表4に定めるところによるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

4 事業の着手

事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域事業実施主体にあつては1の(2)の協議を行った上で地方農政局長、広域コンソーシアムにあつては1の(2)の協議を行った上で農村振興局長、それ以外の事業実施主体にあつては都道府県知事に提出するものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であつて、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長、広域コンソーシアムにあつては農村振興局長に行い、それ以外の事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体及び広域コンソーシアムにあつては、別記様式第8号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表3の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- 2 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断した場合は、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。また、1の実施状況の報告と併せて提出される総合支援チェックシートについて、聞き取り等による確認の結果、取組が実施されていない場合には、事業実施年度の翌年度中に取組が確実に実施されるよう、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとし、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。ただし、2の総合支援チェックシートに係る指導を行っている場合には、事業実施年度の翌年度末までに、総合支援チェックシートの取組が適切に行われたか報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体及び広域コンソーシアムにあつても、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

- (1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、総合支援チェックシートに照らして自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第9号により作成し、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあつては、別表3の3に規定する事項を含めて作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする（２の（１）に該当する場合を除く。）。

- （２）都道府県知事は、（１）により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を被害防止計画の目標年度の翌年度の９月末日までに、別記様式第３号により地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

特に、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である事業実施主体については、総合支援チェックシートの遵守状況について、現地調査の実施を含め重点的に確認を行い、その結果を併せて報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 対象鳥獣に係る被害面積、被害金額等について、全ての対象鳥獣の現状値を合計した値（以下「合計現状値」という。）、目標値を合計した値（以下「合計目標値」という。）及び目標年度の実績値を合計した値（以下「合計実績値」という。）に関し、合計現状値から合計実績値を減じた値を、合計現状値から合計目標値を減じた値で除した割合（以下「合算達成率」という。）が全て70%未満である場合

イ 次に該当する鳥獣種について、対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の現状値、目標値及び目標年度の実績値に関し、現状値から実績値を減じた値を、現状値から目標値を減じた値で除した割合（以下「達成率」という。）が全て70%未満である場合

（ア）被害金額全体（全ての対象鳥獣における被害金額（実績値）の合計をいう。以下（イ）において同じ。）の2割以上を占めるシカ又はイノシシ

（イ）被害金額全体の5割以上を占めるシカ及びイノシシ以外の対象鳥獣

- （３）地方農政局長は、（１）及び（２）により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

特に、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である広域都道府県域事業実施主体については、総合支援チェックシートの遵守状況について、現地調査の実施を含め重点的に確認を行い、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (4) 農村振興局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
- (7) 広域コンソーシアムにあつては、農村振興局長が別に示す方法により評価を行うものとする。

2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第4号により地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあつては、都道府県知事に報告するものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、1の事業評価及び報告を行うものとし、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体は被害防止計画における捕獲、被害防除、生息環境管理等の取組強化を行いつつ適切な目標に見直すものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、別記様式第4号により当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1)及び(2)により報告を受けた場合、広域都道府県域事業実施主体及び都道府県知事に対し指導及び助言を行うものとする。
- (4) 広域コンソーシアムにあつては、農村振興局長が別に示す方法により改善計画を作成するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 地方農政局長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 地方農政局長は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 地方農政局長は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見

込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。また、総合支援チェックシートの取組が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ市町村等に対し支援や指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第9 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。
- 2 国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった場合、又は総合支援チェックシートの遵守状況について指導を行ってもなお改善が見込まれない事業実施主体若しくは広域都道府県域事業実施主体がある場合は、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第10 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 農業経営基盤強化促進法に関する施策
- (4) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (5) 最適土地利用総合対策に関する施策

- (6) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (8) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (9) 森林整備事業に関する施策
- (10) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (11) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (12) 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策
- (13) 地方創生の推進に関する施策

別表 1

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る経費・事業内容の欄の1 関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1) 鳥獣被害防止施設	<p>①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強</p> <p>地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画や広域柵の再編整備計画との整合について配慮するものとする。</p> <p>なお、被害防止施設の整備に当たっては、次の内容を満たすものとする。</p> <p>ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）及び樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。</p> <p>イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備するものとする。</p> <p>ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。</p> <p>具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。（参照URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikan ki/denkisaku.html）</p> <p>侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、別表2の1. 整備事業に掲げるとおりとする。</p>

		<p>まえ、適切に行うものとする。</p> <p>エ 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど効率的・効果的な整備を実施するものとする。</p> <p>オ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど効率的・効果的な整備を実施するものとする。</p> <p>カ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うものとする。</p>	
(2) 処理加工施設		<p>被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設（食肉等を原料とする加工製造のための設備（以下「加工製造設備」という。）を含む。ただし、鳥獣の捕獲個体の解体、処理を行う施設の別棟や別敷地に加工製造設備を整備する場合は、当該施設で解体、処理を行った食肉等のみを原料とするものに限る。）及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める処理加工施設の上限単価（消費税を除く。）は、別表2の1. 整備事業に掲げるとおりとする。</p>
(3) 捕獲技術高度化施設		<p>農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。</p> <p>この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン（平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成）に沿った鉛対策の実施</p>	

	<p>に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。</p>	
(4) 地域提案	<p>地域提案を実施できるものとする。</p>	<p>本要領本文第2の1の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。</p>

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る経費・事業内容の欄関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
<p>(1) 被害防止活動推進</p>	<p>①推進体制の整備</p> <p>協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題</p> <p>イ 事業の目標</p> <p>ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し</p> <p>エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築</p> <p>オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価</p> <p>カ その他必要な事項</p>	<p>1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の交付率及び同欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費は1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の（1）の②から⑬までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。</p> <p>ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。</p> <p>イ 捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。</p> <p>ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。</p> <p>エ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は、3,000千円以内とする。</p> <p>オ 経費・事業内容の欄の（1）の⑤の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、1,000千円以内を加算できるものとする。</p> <p>カ 経費・事業内容の欄の（1）の⑥の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、1,000千円以内を加算できるものとする。</p> <p>キ 経費・事業内容の欄の（1）の⑦の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づ</p>
	<p>②有害捕獲</p> <p>次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（2）から（6）までの事業等、他の事業において行う有害捕獲及び個体数調整と重複して支援を受けることはできないものとする。</p> <p>ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備</p> <p>イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲</p> <p>ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及</p> <p>エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立</p>	
	<p>③被害防除</p> <p>次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証</p> <p>イ 農林水産業等に被害を及ぼ</p>	

	<p>す鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施</p> <p>ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及</p>	<p>くゾーニング・生息環境管理と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入（出没アラート、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯誤捕獲時体制の整備を含む。）、出没要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は、1,000千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は、2,000千円以内を加算できるものとする。</p>
④生息環境管理	<p>牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯（広域柵管理道を含む。）の整備、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。</p>	<p>ク 経費・事業内容の欄の（1）の⑧の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、1,000千円以内を加算できるものとする。</p>
⑤広域柵の再編整備計画策定支援	<p>集落全体を囲うような広域柵による効率的な侵入防止柵の整備再編に向け、鳥獣の生息状況調査や効果分析等広域柵の導入可能性調査、今後の被害対策や広域柵の管理方法等の課題解決及び合意形成を図るための地域での協議、広域柵の管理負担を軽減するためのICT機器等の導入、広域柵の再編整備計画の策定を実施できるものとする。</p> <p>なお、広域柵の再編整備に当たっては柵の総延長の減少が見込まれることとし、本取組開始から2年以内に再編整備計画を策定するものとする。</p> <p>注 再編整備計画については、別表3の（別添）再編整備計画書を参考とする。</p>	<p>ケ 経費・事業内容の欄の（1）の⑨の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。</p>
⑥サル複合対策	<p>ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。</p>	<p>コ 経費・事業内容の欄の（1）の⑩の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、2,000千円以内を加算できるものとする。</p>
⑦クマ複合対策	<p>生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入（出没アラート、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯誤捕獲時体制の整備を含む。）、出没要因の調査の取組の中から、1つ以上の取組をパッケージとして効果的に行うものとする。</p>	<p>サ 経費・事業内容の欄の（1）の⑪の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、2,000千円以内を加算できるものとする。</p> <p>シ 経費・事業内容の欄の（1）の⑫の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、1,000千円以内を加算できるものとする。</p> <p>ス 経費・事業内容の欄の（1）の⑬の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、1,000千</p>

	る。	
⑧鳥類複合対策	農作物野生鳥獣被害アドバイザーその他鳥類の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の知識・知見に基づく生息・被害状況調査を実施した上で、地域研修会、追払い、侵入防止及び捕獲活動等の取組を効果的に行うものとする。なお、鳥類被害に係る侵入防止に必要な資材は、次の内容を満たすものとする。 ア 移設可能なもの（簡易的な支柱等）であること。 イ 協議会が管理し、地域で共同利用すること。	円以内を加算できるものとする。 (2) 広域連携型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の(1)の②から⑬までの取組に要する経費については1市町村当たり(1)のアからエまでの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。 なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり(1)のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。
⑨他地域人材活用	都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。	
⑩ICT等新技術の活用	市町村が作成する被害防止計画に定める獣種を対象とし、被害低減に確実に結びつくICT（情報通信技術）等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、追払い、侵入防止及び生息環境管理の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせるものとする。	(3) 広域連携型にあっては、経費・事業内容欄の(1)の⑤から⑬までの取組に要する経費については、(2)の額に(1)のオからスまでを準用し加算できるものとする。
⑪GISを活用した被害対策等の可視化定着支援	データに基づく被害対策の推進のため、GISを用いて、事業実施地域における被害対策等の情報を地図上に可視化し、地域の状況把握、対策方針の検討又は計画の策定等に活用する取組を行うものとする。 なお、取組に当たっては、農作物野生鳥獣被害アドバイザーその他の対象獣種の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるものとする。	(4) 過年度に鳥獣被害防止総合支援事業の交付を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、経費・事業内容の欄の(1)の①から⑬までの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内（(1)のエの場合は3,000千円以内）、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内（(1)のエの場合は3,200千円以内）の定額交付を受けることができるものとする。 なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有
⑫集落点検の促進	効果的な被害対策の実践に向け、集落における体制を強化し、対策の実施状況を点検、改善する取組を行うものとする。	
⑬専門的人材育成・確保	野生動物管理や地域社会の諸問題を統合的に捉えた対策の立案や地域間の調整能力を有する人材の育成・確保のため、実施隊員又は実施隊員になることが見込まれる者を対象として、長期の教育カリキュラムや技術講習の受講、鳥獣対策の技術普及に係る現場講習の実施、先進的な市町村や団体等での長期の研修の実施等の取組を行うものとする。	

		<p>なお、本取組で長期の教育カリキュラムや技術講習等を受講した者は、継続して被害防止活動に参加することとする。</p>	<p>する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり(1)のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>2 交付率の欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進における上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。</p>
(2) 実施隊 特定活動	① 大規模緩 衝帯整備	<p>野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備(対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。)を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。</p> <p>なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める実施隊特定活動における上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。</p>
	② 誘導捕獲 柵わな導入	<p>一度に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな(ドロップネット方式を含む。)の整備に必要な資材の導入を行うものとする。</p>	
(3) ICT等 新技術実証		<p>ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるICT等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 被害緊急対応型にあつては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(2) 広域連携型にあつては、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>

<p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p>	<p>農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。</p> <p>なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り組む場合に限り実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、1市町村当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
<p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p>	<p>① 販売拡大支援</p> <p>捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上</p> <p>捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。</p> <p>イ 流通・消費者等との連携</p> <p>流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。</p> <p>ウ ジビエ商品の開発、意向調査</p> <p>地域の特色を生かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。</p> <p>エ 販路開拓</p> <p>ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。</p> <p>オ 衛生管理認証の取得</p> <p>国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得できるものとする。</p> <p>② 搬入促進支援</p> <p>捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設への搬入を促進するため、次に掲げる事項を実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち経費・事業内容の欄の(5)の①販売拡大支援における限度額は、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>事業実施主体がコンソーシアムの場合の交付率の欄の農村振興局長が別に定める限度額は、上記の他、本表経費・事業内容の欄の(5)の②から⑤までの交付率の欄によるものとする。</p> <p>なお、参画する市町村数に関わらず、定額交付できる限度額は、本表経費・事業内容の欄の(5)の①及び③から⑤までの取組に係る交付金の交付限度額は総額で、1コンソーシアム当たり10,000千円以内とする。</p> <p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定め</p>

	<p>とする。</p> <p>ア 解体機能を有する車両のリースによる導入(ただし、次に掲げる事項を満たす場合に限る。)</p> <p>① 導入する車両の能力・規模が、地域の捕獲頭数、受益面積の範囲等からみて適正であること</p> <p>② リース期間が、2年(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内であること</p> <p>イ 捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設へ生きたまま搬入するための生体搬入用おりの導入</p> <p>ウ 全頭受入れ等の取組により、食肉利用等施設への受入れ増加を図る場合において、次の取組のいずれか又は両方の取組を行う食肉利用等施設への支援</p> <p>① 全頭受入れ等を行う上で、食肉利用等施設への搬入前に捕獲個体がジビエ等に利用できるか選別等するために要する作業</p> <p>② 選別の結果、ジビエ等に利用できない捕獲個体の処分</p>	<p>るジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち経費・事業内容の欄の(5)の②搬入促進支援における限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 左欄アの場合 交付率は1/2以内とし、上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2. 推進事業に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 左欄イの場合 交付率は1/2以内とする。</p> <p>(3) 左欄ウの場合 限度額は、1市町村当たり3,000千円以内(ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち①販売拡大支援の取組を併せて実施する場合は、合わせて1市町村当たり3,000千円以内)を限度額として定額交付できるものとする。</p>
③ 処理加工施設の人材育成	<p>処理加工施設における新たな担い手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約をする従業員に対し、自らの処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施できるものとする。また、外部で行われる研修会への参加も実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち経費・事業内容の欄の(5)の③処理加工施設の人材育成における限度額は、1施設当たり1,920千円(1か月の上限160千円)以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
④ ICTの活用による情報管理の効率化	<p>ICTの活用により捕獲から処理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化する取組を実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち経費・事業内容の欄の(5)の④ICTの活用による情報管理の効率化における限度額は、1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
⑤ 放射性物	<p>原子力災害対策特別措置法(平</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の</p>

	質影響地域のジビエ利活用推進	成11年法律第156号)第20条第2項に基づく出荷制限が指示されている地域において、出荷制限の解除のために必要な検査を実施できるものとする。	欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち経費・事業内容の欄の(5)の⑤放射性物質影響地域のジビエ利活用推進の限度額は、1市町村当たり1,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
(6)鳥獣被害対策実施隊体制強化	①実施隊員の人材育成	野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊の隊員等が捕獲活動の経験の浅い実施隊員等に対し、OJT研修を実施できるものとする。	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化のうち経費・事業内容の欄の(6)の①実施隊員の人材育成における限度額は、1市町村当たり2,000千円以内(1か月の上限200千円)を限度額として定額交付できるものとする。
	②新規猟銃取得支援	<p>銃猟における野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、次に掲げるいずれかの事項を満たす市町村は、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊において、隊員(49歳以下。鳥獣被害対策実施隊に所属することが確実な者を含む。)が新規に猟銃の取得を行う場合の支援を実施できるものとする。</p> <p>ア 設置された鳥獣被害対策実施隊のうち猟銃免許を所持する隊員数が4人以下である場合</p> <p>イ 本表経費・事業内容の欄の(6)の①実施隊の人材育成の取組により、育成した隊員に初めて猟銃を取得させる場合</p> <p>なお、猟銃を新規取得した実施隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>ア 猟銃を購入した日から5年以内に実施隊員として、猟銃による有害捕獲に取り組むこと</p> <p>イ 猟銃を購入した日から5年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと</p>	交付率は1/2以内とし、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化のうち経費・事業内容の欄の(6)の②新規猟銃取得支援における限度額は、1市町村当たり500千円以内を交付金の限度額として交付できるものとし、同上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2.推進事業に掲げるとおりとする。
(7)捕獲サポート体制の構築	市町村が鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織(以下「サポート隊」という。)を設置する場合において、次に掲げる事項を実施できるものとする。	ア サポート隊の作業内容に係る研修、会議等	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める捕獲サポート体制の構築における限度額は、次に掲げるとおりとする。 (1)サポート隊における狩猟

	<p>イ サポート隊が実施する以下の取組</p> <p>① わなの見回り及び給餌作業等の捕獲活動に係る補助的作業</p> <p>② 追上げ及び追払い等の被害防除に係る補助的作業</p>	<p>免許を保有しない構成員が 40 名以上となる市町村にあつては、1 市町村当たり 1,000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(2) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が 80 名以上となる市町村にあつては、1 市町村当たり 2,400 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p>
<p>(8) 簡易的な集合理設設備の設置等支援</p>	<p>捕獲活動の強化に伴い必要となる、捕獲個体の簡易的な集合理設設備の設置等支援を実施できるものとする。</p>	<p>要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (1) に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める簡易的な集合理設設備の設置等支援における限度額は、次に掲げるとおりとする。なお、</p> <p>(1) 及び (2) の取組は、合わせて 1 市町村当たり 3,000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(1) 簡易的な埋設設備の整備に係る支援にあつては、1 施設当たり 1,000 千円以内 (最大 3 施設) の 3,000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</p> <p>(2) 集合理設地の整備に係る支援にあつては、1 施設当たり 1,000 千円以内 (市町村境界を超えて捕獲個体を受け入れる場合は、3,000 千円以内) を限度額として定額交付できるものとする。</p>

別表 2

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容		上限単価			
(1)鳥獣被害防止施設	①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強	ア 新規整備			
		獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
		獣種共通	電気柵(1段当たり)	148	391
			電気柵シート(地際補強)	254	673
			鉄鋼スラグ舗装(地際補強)	210	802
			ネット柵	1,090	2,600
			高耐摩耗性樹脂ネット柵	3,737	9,340
		イノシシ	金網柵(ロール状)	1,970	5,380
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,290	3,000
		シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	2,790	7,620
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,950	4,530
		イ 再編整備			
		獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
		獣種共通	電気柵(1段当たり)	74	317
			ネット柵	545	2,055
		イノシシ	金網柵(ロール状)	985	4,395
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	635	2,365
		シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	1,395	6,225
			ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	975	3,555
		ウ 既設柵の地際補強			
既設柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)			
ネット柵、金網柵、	826	2,065			

ワイヤーメッシュ柵		
-----------	--	--

エ グレーチング

上限単価 (万円/m ²) (直営施工で資材費のみ の定額交付の場合)	上限単価 (定率、%) (左記以外の場合)
17.7	50

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、高耐摩耗性樹脂ネット柵、ワイヤーメッシュ柵及び金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・ 電気柵については、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・ 電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・ 電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で整備できるものとする。
- ・ 鉄鋼スラグ舗装（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・ 鉄鋼スラグ舗装（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で整備できるものとする。
- ・ ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ 高耐摩耗性樹脂ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するために熱硬化ポリエステルを用いたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠。）とする。
- ・ 金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠。）とする。

注2：電気柵については、クマ被害が発生又は予測され、通常の電気柵に加えた被害防除の強化が必要な場合に限り、掘り起しを防止するための追加的な電気柵（1段のみ）を、上限単価の範囲内で整備できるものとする。なお、電気柵シート（地際補強）との併用は可能とする。

既設電気柵に整備する掘り起しを防止するための追加的な電気柵については、既設電気柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により整備されたものに限る。

注3：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注4：被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注5：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注6：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業

	<p>推進交付金交付要綱及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱に基づく事業により令和2年度以前に整備されたものに限る。 なお、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。</p>								
(2) 処理加工施設	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">処理加工施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上限単価 (万円/㎡)</td> </tr> <tr> <td>食肉利用等施設</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>焼却施設</td> <td>38.1</td> </tr> </table> <p>注1：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。 注2：食肉利用等施設のうち、解体機能を有する車両及びコンテナ等を活用した簡易な施設については、適用しないものとする。</p>	処理加工施設			上限単価 (万円/㎡)	食肉利用等施設	24.8	焼却施設	38.1
処理加工施設									
	上限単価 (万円/㎡)								
食肉利用等施設	24.8								
焼却施設	38.1								

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類欄の2の(1)の経費・事業内容の欄関係）

経費・事業内容	上限単価												
(1) 被害防止活動推進	<p>1. 箱わな</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕様 (幅×奥行き)</th> <th>獣種</th> <th>上限単価 (千円/基)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型獣用 (3㎡以下)</td> <td>主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>中型獣用 (2㎡以下)</td> <td>サル専用</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>小型獣用 (0.5㎡以下)</td> <td>アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。 注2：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛めっき等）の他、捕獲の対象となる獣種ごとに以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。 ・ イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、φ5mm以上とする。 ・ サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、φ3mm以上とする。 ・ アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅5cm以下、φ1.6mm以上とする。</p> <p>2. くくりわな 1基当たり16千円とする。</p> <p>3. 囲いわな 1㎡当たり31千円とする。</p>	仕様 (幅×奥行き)	獣種	上限単価 (千円/基)	大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	119	中型獣用 (2㎡以下)	サル専用	88	小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等	19
仕様 (幅×奥行き)	獣種	上限単価 (千円/基)											
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	119											
中型獣用 (2㎡以下)	サル専用	88											
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等	19											
(2) 実施隊特定活動	<p>1. 大規模緩衝帯整備 1ha当たり480千円とする。</p> <p>2. 誘導捕獲柵わな導入 1㎡当たり31千円とする。</p>												
(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	<p>② 搬入促進支援</p> <p>1. 解体機能を有する車両のリース導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）の上限単価 1車両当たり15,000千円以内とする。</p> <p>2. リース料助成額の算定 リース料助成額は、次の算式によるものとする。 ・ リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×交付率（1/2以内） ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。</p>												

		<p>のとする。</p> <p>また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合には、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。</p> <p>ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{交付率（1/2以内）}$ <p>イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \times \text{交付率（1/2以内）}$ <p>事業実施主体は、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。</p>
(6)鳥獣被害対策実施隊体制強化	②新規猟銃取得支援	<p>1. 新規猟銃取得支援の銃購入費助成額の上限単価 1丁当たり100千円以内とする。(実施隊員1名当たり1丁の取得に限る。)</p> <p>2. 銃購入費助成額の算定 銃購入費助成額は、次の算式によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{銃購入費助成額} = \text{銃購入費（消費税抜き）} \times \text{交付率（1/2以内）}$

別表 3

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画への記載状況、他計画との連携 3 事業実施体制 協議会、コンソーシアムの概要 4 事業に係る項目 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の(1)から(8)までの取組ごとの内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)、負担区分、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)から(6)までの事業等、他の事業との連携 5 捕獲機材の導入に係る事項 既存捕獲機材の活用状況、捕獲機材の導入数量の根拠、捕獲機材の規格(幅、奥行き、目幅、線径、塗装仕様等)、捕獲目標頭数、捕獲機材の維持管理体制 6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組(搬入促進支援)に係る事項 予定販売先、予定販売数量、全頭受入れや多用途利用等の食肉利用等施設への受入れ増加を図る取組内容(事業内容、選別者、選別方法、処分方法等)
整備事業(新規整備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画への記載状況、他計画との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理方法、一体的に整備する捕獲機材の内容、費用対効果分析、生息環境管理の取組内容に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況 6 食肉利用等施設を整備する場合の項目 予定販売先、予定販売数量
整備事業(再編整備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成単位、目的(広域柵か否か) 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画への記載状況、他計画との連携 3 再編整備を取り組む場合の項目 既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況)、再編整備計画(対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容)、再編整備計画図、維持管理方法、合意形成過程(広域柵の場合のみ)、一体的に整備する捕獲機材やICT機器の内容、費用対効果分析、経済性の評価、生息環境管理の取組内容 <p>注 再編整備計画については、(別添)再編整備計画書を参考とする。</p>
整備事業(既設柵の地際補強)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等

	<p>被害防止計画への記載状況、他計画との連携</p> <p>3 地際補強に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容</p> <p>4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性 利用計画、維持管理方法、一体的に整備する捕獲機材の内容、費用対効果分析、生息環境管理の取組内容に関する項目</p> <p>5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況</p>
--	---

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</p> <p>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況</p> <p>3 事業内容に係る項目 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の(2)から(8)までの取組ごとの内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数)、事業費、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)から(6)までの事業等、他の事業との連携</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</p> <p>5 捕獲機材の導入に係る事項 導入した捕獲機材の捕獲実績</p> <p>6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組(搬入促進支援)に係る事項 予定販売先、予定販売数量、全頭受入れや多用途利用等の食肉利用等施設への受入れ増加を図る取組内容(事業内容、選別者、選別方法、処分方法等)</p>
整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</p> <p>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況</p> <p>3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記)</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</p> <p>5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況</p> <p>6 食肉利用等施設を整備する場合の項目 予定販売先、予定販売数量</p>

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</p>

- | | |
|--|---|
| | 2 実施時期に係る項目 |
| | 3 事業内容等に係る項目
事業内容、事業量 |
| | 4 管理に係る項目
管理主体者、維持管理状況 |
| | 5 利用に係る項目
供用開始時期、利用率 |
| | 6 事業効果、評価に係る項目
定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること）、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 |
| | 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況 |

(別添)

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

(1) 事業実施主体

--

(2) 構成単位

--

(3) 事業の目的 (どちらに○)

	再編整備 (広域柵以外)		広域柵の整備
--	--------------	--	--------

※近隣市町村と連携して再編整備を実施する場合は、連携内容を記載すること。

2. 被害防止計画の作成状況等

(1) 被害防止計画への記載状況

--

(2) 他計画との連携

--

3. 再編整備計画等

(1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

(2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
				円	円	円	円	円	

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とし、広域柵の場合は広域柵内の農地に係る受益戸数とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積、広域柵の場合は広域柵内の農地面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

(3) 再編整備計画図

--

4. 維持管理

--

5. 合意形成過程 (広域柵の場合のみ記載し、合意形成までの議事概要を併せて提出)

--

6. 一体的に整備する捕獲機材や I C T機器の内容

--

7. 費用対効果分析

--

8. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価
-------------	-------------

9. 生息環境管理の取組内容

--

別表 4

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が 1.0 以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること。（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
16 鳥獣被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民や養豚事業者等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。

19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21 施行方法の選択が適切にされていること。
22 入札の方法に関する知識を有していること。
23 地元関係者との合意形成が図られていること。
24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表5 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
有害捕獲	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費 捕獲に必要な機材（銃を除く。） 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） 止めさし資材、埋設資材 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 捕獲に従事する者に対する保険代 重機、車両の借料及びその燃料代 商品開発資材
被害防除	研修会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	<ul style="list-style-type: none"> 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代

		<ul style="list-style-type: none"> 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 鳥類被害に係る侵入防止に必要な資材 モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（ハンドラー）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） 花火、煙火（クマを対象とした追払い、追上げを実施する場合に限る。） 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 技術実証資材 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
	被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 調査機材及びその借料 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 車両の借料及びその燃料代 G I Sを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入費（データ入力等を含む。）
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 請負施工費 放牧家畜の借料 緩衝帯の整備等に従事する者に対する保険代 緩衝帯の整備等に必要な資材 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
広域柵の再編整備計画策定支援		<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） 調査機材及びその借料

		<ul style="list-style-type: none"> ・ G I Sを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入費（データ入力等を含む。） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ I C T等機器の導入費（広域柵の管理負担軽減が見込まれるものに限る。）
集落点検の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ G I Sを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入費（データ入力等を含む。） ・ 技術実証資材及びその借料
専門的人材育成・確保		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期の研修・講習受講費用及び旅費 ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費
ジビエ等の利用拡大に向けた地域取組	販売拡大支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 衛生管理認証取得に要する経費 ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代 ・ 成果発表に必要な経費 ・ 情報提供や普及啓発に必要な経費
	搬入促進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両のリース料 ・ 生体搬入用おり購入費

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食肉利用等施設への受入れ増加を図る取組に直接必要なかかり増しの日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 食肉利用等施設への受入れ増加に伴うジビエ等利用できない受入個体の焼却処分等経費（ジビエ等利用した際の残渣等の廃棄物と明確に区別でき、一般廃棄物処理する場合に限る。）
	処理加工施設の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費 ・ 研修会への参加に要する経費 ・ 研修教材費 ・ 事務用品
	I C T の活用による情報管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T システムの導入費 ・ 事務用品
	放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質検査費用 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 消耗品（サンプリングに係るもの）
鳥獣被害対策実施隊体制強化	実施隊員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識・技術を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修資材費 ・ 事務用品
	新規猟銃取得支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃購入費
捕獲サポート体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修教材費 ・ 捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 作業に従事する者に対する保険代 ・ 重機・車両の借料及び燃料代 ・ 捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む。）
簡易的な集合理設設備の設置等支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易的な集合理設設備の設置等への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 埋設資材、簡易減容化機材 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 環境調査費用 ・ I C T 等機器の導入費（埋設に係る安全確保に必要なものに限る。）

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 安全柵・ 請負施工費 |
|--|---|

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報償金のほか、モンキー犬、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は、交付対象経費とする取組を除き交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記1の第4の1、別記2の第3の1及び2、別記3の第3の1及び2、別記4の第4の1、別記5の第4の1及び2、別記6の第4の1及び3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）（都道府県広域捕獲活動支援事業）（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）（シカ・クマ特別対策等事業）（スマート捕獲等普及加速化事業））の都道府県事業実施計画の協議（変更協議）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記2の第3の1（第3の2））（別記3の第3の1（第3の2））（別記4の第4の1の（4）（第4の1の（6）））（別記5の第4の1の（1のウ（第4の1の（1）のエ）、第4の2の（1）のウ（第4の2の（1）のエ））（別記6の第4の1の（3）（第4の3））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
2 当該事業の協議内容がわかる資料を添付すること。

別記様式第2号（別記1の第5の3、別記4の第5の3、別記5の第5の1の（2）及び2の（2）、別記6の第5の2関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業、スマート捕獲等普及加速化事業）の事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第5の3（別記4の第5の3）（別記5の第5の1の（2）及び2の（2））（別記6の第5の2）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注）1 都道府県にあつては、別記様式第6号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業）の添付する別添にあつては、別記様式第8号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあつては、別記4の別記様式第1号とする。

別記様式第3号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6の1及び2、別記6の第6の3及び4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業及びスマート捕獲等普及加速化事業）の評価報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（2）（別記2の第5）（別記3の第5）（別記4の第6）（別記5の第6の1（第6の2））（別記6の第6の3（第6の4））の規定により、別添のとおり報告する。

- （注）1 都道府県（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）にあつては、別記様式第7号を添付する。
- 2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）にあつては、別記様式第9号を添付する。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔 又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者 〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初
事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするの
で、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画
（改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状
況報告書の写しを添付すること。）

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況				達成率 (%)	備考
			目 標 (年)	基準年度 の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)		
被害防止 計画(被 害の軽減 目標)	被害金額 (千円)							
	被害面積 (ha)							

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業を実施した場合に記載)

区 分	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累 積 赤 字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入/支出×100 とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
- 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号（別記1の第4の4、別記2の第3の3、別記3の第3の3、別記4の第4の4、別記5の第4の4、別記6の第4の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道及び広域コンソーシアムにあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名

（協議会名）

代表者 役職 氏名

又は

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業、スマート捕獲等普及加速化事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画（都道府県計画、広域都道府県域計画、広域コンソーシアム計画）に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第8号（別記1の第4の1、別記4の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道及び広域コンソーシアムにあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名
（協議会等名）
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の実施計画の協議（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（2）（別記1の第4の1の（6））（別記4の第4の1の（2））（別記4の第4の1の（6））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年（年度）の実績値（A）	目標値（B）	目標年（年度）の実績値（C）	達成率（%） （A-C）／ （A-B）	備考
合計					

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注)：1 被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣について、鳥獣ごと、実績値や達成率等を記載すること。また、合算達成率も記載すること。
- 2 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 3 3の事業効果には、別記様式第7号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 4 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入するとともに、総合支援チェックシート及び緊急捕獲チェックシートに係る遵守状況の確認結果も記載すること。
- 5 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について

て、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(別紙1)

「みどりチェック」チェックシート

事業実施主体名

	申請時 (します)	(1) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	※処理加工施設の整備を行う場合又は有害鳥獣の捕獲を行う場合(該当しない <input type="checkbox"/>) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用の検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合(該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

注1：※の記載内容に「該当しない」場合にはにチェックしてください。

この場合、当該項目のチェックは不要です。

注2：(1)の②の「関係法令の遵守」の対象となる法令は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認について>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

上記について、確認しました→

(別紙2)

鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止総合支援事業）

事業実施主体名 _____

	申請時 (します)	(1) 効果的な生息環境管理	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	農作物残さの撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で周知を行う。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 効果的な侵入防止柵の整備・維持管理	報告時 (しました)
※1 侵入防止柵の整備を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）			
①	<input type="checkbox"/>	集落内で話し合いを行い、合意を得て体制を構築する。	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	被害状況等を踏まえ、効率的・効果的な柵の整備に係る事業実施計画を策定する。	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	仕様書に明記する等により、規格に適合した資材を発注し、調達する。	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	専門家等からの指導やマニュアル等を参照し、正しい方法で施工する。また、これらを実績報告までに確認する。 なお、請負施行の場合は、受注者による工事が正しい方法による施工か確認する。	<input type="checkbox"/>
※2 耐用年数期間内の侵入防止柵がある場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）			
⑤	<input type="checkbox"/>	集落協定を結ぶなどにより、定期的な見回りを行い、破損等を確認したら速やかに修繕する。	<input type="checkbox"/>

注1：※1の記載内容に「該当しない」場合にはにチェックしてください。
この場合、①～④のチェックは不要です。

注2：※2の記載内容に「該当しない」場合にはにチェックしてください。
この場合、⑤のチェックは不要です。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2) の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2) の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和5年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和6年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和6年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和7年度予算に係る事業については、なお従前の例による。